

第5章 幼児期の教育・保育の提供体制

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が実施主体として、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）」を策定の上、保育所・認定こども園・幼稚園などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

県は、市町村の取組に必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な施策を講じるため、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「支援計画」という）を策定します。

ここでは、国の定める基本指針[※]を踏まえ、主に幼児期の教育・保育の提供体制を中心にまとめています。

※基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

1 県設定区域

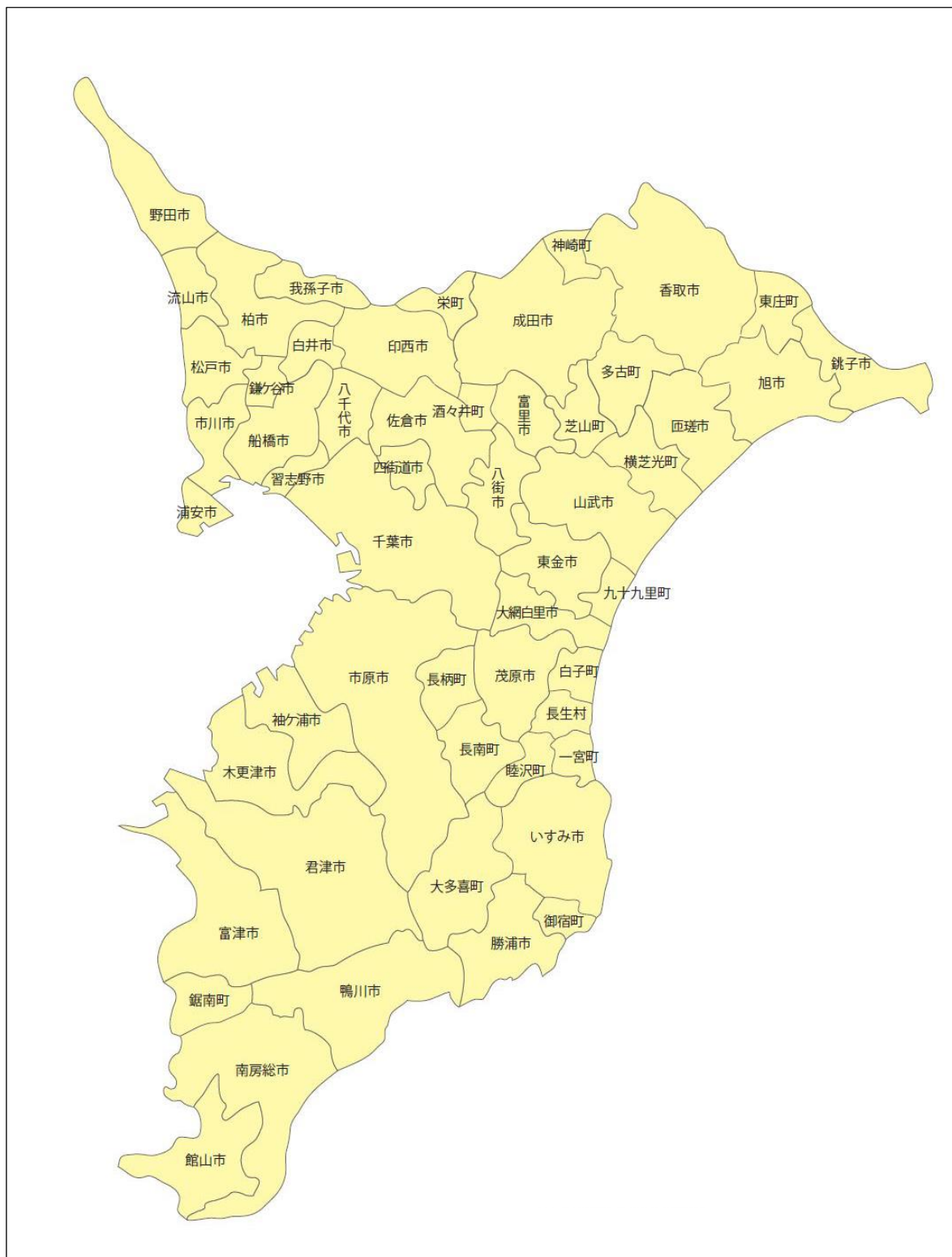
支援計画策定に際し、「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位（地域）となる「県設定区域」を定める必要があります。

県では、この「県設定区域」について、市町村の様々な地域の実情を計画内容に柔軟に反映できるよう、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位（地域）であり、「県設定区域」＝「市町村」を超えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、県内54区域を設定します。



2 教育・保育の提供体制の確保

「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、市町村計画の内容を反映の上、県設定区域ごとに「教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧」（作成中）のとおり定めます。

県全体では4ページ「県内総括表」のとおりですが、令和6年度末までに保育所等待機児童の解消を図り（令和7年4月1日時点で0）、その後も引き続き、需要の伸びに対応した供給の確保により、各年度当初待機児童数ゼロを目指します。

なお、幼児教育・保育の無償化の影響や、女性の就業率が高まる中で、地域の実情に応じて、保育を必要とする者の増加が見込まれることから、それに応じた提供体制を確保できるよう、見込量を定めています。

施設類型別の整備目標数と設置時期については、216ページに記載のとおりです。

【保育所等待機児童数】

各年4月1日現在（単位：人）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
県合計	83	0	0	0	0	0

【用語等について】

用 語	内 容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要とする又は希望する子どもの人数
確保方策	教育・保育を提供する保育所・認定こども園・幼稚園等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	認定こども園、保育所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園（私学助成を受けている幼稚園）
特定地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、地域枠を設ける事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
認可外保育施設	いわゆる認可外保育施設のうち、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設

1 幼児期の教育・保育の需要及び教育・保育の提供内容や時期について

【県内総括表】

各年4月1日現在（単位：人）

教育・保育の量の見込み及び確保方策		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み		185,347	180,554	178,633	177,275	176,149	175,994	
教育保育等の確保方策		227,617	226,959	227,509	228,253	228,765	229,457	
特定教育・保育施設		160,177	163,428	164,675	166,099	166,450	166,952	
特定地域型保育事業		8,100	8,286	8,609	8,835	9,006	9,196	
確認を受けない幼稚園		53,692	49,575	48,555	47,685	47,675	47,675	
認可外保育施設		5,648	5,670	5,670	5,634	5,634	5,634	
1号認定	（教育ニーズ）	量の見込み	54,887	51,490	49,275	47,206	45,320	44,561
		確保方策	85,639	82,972	82,022	81,245	80,804	80,805
		特定教育・保育施設	31,947	33,397	33,467	33,560	33,129	33,130
		確認を受けない幼稚園	53,692	49,575	48,555	47,685	47,675	47,675
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	-30,752	-31,482	-32,747	-34,039	-35,484	-36,244
2号認定	（保育ニーズ）	量の見込み（保育ニーズ）	73,638	72,545	72,020	71,793	71,822	72,219
		確保方策	81,972	83,143	83,690	84,408	84,818	85,095
		特定教育・保育施設	78,395	79,536	80,083	80,837	81,247	81,524
		認可外保育施設	3,577	3,607	3,607	3,571	3,571	3,571
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	-8,334	-10,598	-11,670	-12,615	-12,996	-12,876
3号認定	2歳児	量の見込み	25,980	25,020	25,124	25,729	26,100	26,231
		確保方策	25,841	26,121	26,574	26,932	27,151	27,324
		特定教育・保育施設	21,539	21,785	22,086	22,347	22,495	22,590
		特定地域型保育事業	3,460	3,510	3,662	3,759	3,830	3,908
		認可外保育施設	842	826	826	826	826	826
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	139	-1,101	-1,450	-1,203	-1,051	-1,093
	1歳児	量の見込み	23,212	22,831	23,486	23,772	24,075	24,167
		確保方策	22,018	22,505	22,892	23,225	23,445	23,622
		特定教育・保育施設	18,038	18,408	18,651	18,888	19,037	19,133
		特定地域型保育事業	3,193	3,318	3,462	3,558	3,629	3,710
		認可外保育施設	787	779	779	779	779	779
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	1,194	326	594	547	630	545
	0歳児	量の見込み	7,630	8,668	8,728	8,775	8,832	8,816
		確保方策	12,147	12,218	12,331	12,443	12,547	12,611
		特定教育・保育施設	10,258	10,302	10,388	10,467	10,542	10,575
		特定地域型保育事業	1,447	1,458	1,485	1,518	1,547	1,578
		認可外保育施設	442	458	458	458	458	458
		今後必要となる定員数 （「量の見込み」－「確保方策」）	-4,517	-3,550	-3,603	-3,668	-3,715	-3,795

○ 県内総括表は、市町村の数値を基に作成しておりますが、市町村によって集計方法や集計の時点が異なる場合があります、各市町村の計画数値と一致しないことがある。

2 施設種類別 整備目標数と設置時期について

教育・保育のか所数・定員数について（県総括一覧表）

（各年4月1日現在）

			令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
認可保育所	施設数		1,205か所	1,207か所	1,221か所	1,237か所	1,252か所	1,257か所
	定員数		106,569名	106,230名	106,975名	107,974名	108,778名	109,264名
認定こども園	4類型合計	総施設数	273か所	298か所	306か所	310か所	311か所	312か所
		総定員数	41,409名	44,806名	45,628名	46,203名	46,174名	46,190名
		2・3号定員数	22,123名	24,299名	24,740名	25,071名	25,046名	25,063名
		1号定員数	19,286名	20,507名	20,888名	21,132名	21,128名	21,127名
	幼保連携型	施設数	141か所	158か所	163か所	167か所	168か所	169か所
		総定員数	22,519名	24,785名	25,209名	25,693名	25,688名	25,706名
		2・3号定員数	15,098名	16,799名	17,084名	17,369名	17,360名	17,378名
		1号定員数	7,421名	7,986名	8,125名	8,324名	8,328名	8,328名
	保育所型	施設数	26か所	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
		総定員数	2,911名	2,771名	2,771名	2,771名	2,771名	2,771名
		2・3号定員数	2,604名	2,504名	2,504名	2,504名	2,504名	2,504名
		1号定員数	307名	267名	267名	267名	267名	267名
	幼稚園型	施設数	99か所	108か所	111か所	111か所	111か所	111か所
		総定員数	15,316名	16,587名	16,985名	17,076名	17,052名	17,050名
		2・3号定員数	4,117名	4,692名	4,848名	4,894名	4,878名	4,877名
		1号定員数	11,199名	11,895名	12,137名	12,182名	12,174名	12,173名
	地方裁量型	施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
		総定員数	663名	663名	663名	663名	663名	663名
		2・3号定員数	304名	304名	304名	304名	304名	304名
		1号定員数	359名	359名	359名	359名	359名	359名
特定地域型保育事業	4事業合計	総施設数	504か所	515か所	532か所	545か所	554か所	564か所
		総定員数	8,126名	8,313名	8,636名	8,862名	9,033名	9,223名
	小規模	施設数	450か所	459か所	476か所	489か所	498か所	508か所
		定員数	7,745名	7,901名	8,224名	8,450名	8,621名	8,811名
	家庭的	施設数	27か所	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所
		定員数	114名	109名	109名	109名	109名	109名
	事業所内	施設数	25か所	28か所	28か所	28か所	28か所	28か所
		定員数	264名	300名	300名	300名	300名	300名
	居宅訪問型	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		定員数	3名	3名	3名	3名	3名	3名
幼稚園	確認を受けた幼稚園	施設数	99か所	99か所	97か所	94か所	92か所	92か所
		定員数	11,829名	11,983名	11,663名	11,513名	11,089名	11,089名
	確認を受けない幼稚園	施設数	238か所	214か所	210か所	206か所	206か所	206か所
		定員数	54,304名	49,942名	48,922名	48,052名	48,042名	48,042名
認可外保育施設	施設数		176か所	174か所	174か所	175か所	172か所	175か所
	定員数		5,648名	5,670名	5,670名	5,634名	5,634名	5,634名

3 認可・認定に関する需給調整

(1) 基本的な考え方

保育所や認定こども園の設置について申請があった場合、基準を満たすときは、原則として保育所や認定こども園の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域（市町村）」において、幼児期の教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として、必要性の検討を行います。

※関係法令 児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第8項・第17条第6項

(2) 支援計画に含まれない施設

支援計画において予定されている施設の認可や認定前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合も、需給調整として、必要性の検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針^{※1}の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

(3) 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合については、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮します。

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

特定教育・保育施設に該当しない（「確認」^{※2}を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

※1 基本指針の内容（第三―四―2―（二）―（2）―イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

※2 「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。なお「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成等を受けることが見込まれています。